

消費税率の改定に伴う公共施設使用料の対応について

1 要 旨

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税率及び地方消費税率が令和元年 10 月 1 日から引上げられることから、消費税は、消費者（利用者）が最終的な負担者となることが予定されている間接税であることを踏まえ、これが円滑かつ適正に転嫁されるよう、公共施設等の使用料の改正など必要な措置を講じる。

2 内 容（対象条例と改正概要等）

(1) 貸切り使用料（会議室、体育館、グラウンド等）

平成 29 年 4 月に施行した「かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例」に規定する使用料については、現行額の算定根拠に基づき再計算した結果、消費税率の引上げに相当する分は、いずれも端数処理等の範囲内であるため、今般の改正は生じない。

(2) 庁舎等の建物の使用料（例；自動販売機の設置等）

【検査管財課所管】

○かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例
（別表第 1）

該当箇所	現 行	改正後
建物の使用料算出の計算過程	×108/100	×110/100

(3) 一人あたりの入館料等

(算定方法)

平成 26 年 4 月の消費税率改定（5%→8%）における算定方法まで遡り、原価に対し 10%を転嫁し端数処理を行い、改正後の額とする。

【介護長寿課所管】

○かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例

(別表)

トレーニング室使用料

使用区分	現 行	改正後
	使用料	使用料
市内居住者で 65 歳以上・中学生以下の者及び身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を有する者等	無料	(現行どおり)
市内居住者で上記以外の者	1 人につき 200 円	(現行どおり)
上記以外の者	1 人につき 510 円	1 人につき 520 円

浴室使用料

使用区分	現 行	改正後
	使用料	使用料
市内居住者で 65 歳以上・中学生以下の者及び身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を有する者等	無料	(現行どおり)
市内居住者で上記以外の者	1 人につき 200 円	(現行どおり)
上記以外の者	1 人につき 510 円	1 人につき 520 円

カラオケ使用料

使用区分	現 行	改正後
	使用料	使用料
一律	1 曲につき 100 円	(現行どおり)

【観光商工課所管】

○かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例

(別表)

区分		現 行	改正後
		使用料(1 人あたり)	使用料(1 人あたり)
宿泊	市内者	大人 1,080 円、小人 540 円	大人 1,100 円、小人 550 円
	市外者	大人 1,620 円、小人 1,080 円	大人 1,650 円、小人 1,100 円
浴室		大人 210 円、小人 100 円	大人 220 円、小人 110 円

○かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例
(別表)

区分		現 行		改正後	
		入館料(1人につき)		入館料(1人につき)	
一般	個人	310円	330円		
	団体	260円	270円		
中学校及び小学校の生徒及び児童	個人	150円	160円		
	団体	100円	110円		
歴史博物館と併せて入館する者	一般	個人	250円	260円	
		団体	210円	220円	
	中学校及び小学校の生徒及び児童	個人	120円	130円	
		団体	80円	80円	

【生涯学習課所管】

○かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例
(第4条)

該当箇所	現 行	改正後
特別展を行う場合の入館料	1,080円を超えない額	1,100円を超えない額

○かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例
(第9条)

室名 /時間	現 行			改正後		
	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00
会議室	1,080円	1,080円	1,620円	1,100円	1,100円	1,650円
和 室	750円	750円	1,080円	770円	770円	1,100円
調理室	750円	750円	1,080円	770円	770円	1,100円

○かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例
(第4条)

該当箇所	現 行	改正後
特別展を行う場合の入館料	1,080円を超えない額	1,100円を超えない額

(別表)

区分		現 行		改正後		
		入館料(1人につき)		入館料(1人につき)		
一般	個人	210円	220円	210円	220円	
	団体	150円	160円	150円	160円	
中学校及び小学校の生徒及び児童	個人	100円	110円	100円	110円	
	団体	50円	50円	50円	50円	
水族館と併せて入館する者	一般	個人	160円	170円	170円	
		団体	120円	130円	130円	
	中学校及び小学校の生徒及び児童	個人	80円	80円	80円	80円
		団体	40円	40円	40円	40円

【スポーツ振興課所管】

○かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例
(別表)

プール使用料

使用区分	現 行	改正後
小・中学校児童生徒	50円	(現行どおり)
高校・大学生・一般	100円	110円
ロッカー使用料	1回 10円	(現行どおり)

3 施行年月日

令和元年10月1日